

**とちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルスの感染拡大収束後、国のGo To Travelキャンペーンに呼応し、栃木県内の宿泊施設の宿泊者に抽選で栃木県特産品をプレゼントするキャンペーンを実施することにより、栃木県への観光宿泊客の誘客を図るとともに、県内の特産品製造、販売事業者の支援につなげる。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 とちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「とちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和3(2021)年3月10日まで
- (4) 委託料限度額 218,671,200円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び  
問い合わせ先 栃木県産業労働観光部観光交流課 観光プロモーション班特産振興チーム  
電話 028-623-3307 FAX 028-623-3306  
E-mail tochimarusshop@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から実施要領3に記載する企画提案選定委員会開催日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当するものでないこと。
- (6) 実施要領3に記載する企画提案選定委員会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 地方公共団体からの観光に係る業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 令和2(2020)年6月25日(木)
- イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和2(2020)年6月29日(月)15時必着
- ウ 質問に対する回答 平成2(2020)年7月1日(水)
- エ 参加表明書の提出期限 令和2(2020)年7月2日(木)15時必着
- オ 企画提案書の提出期限 令和2(2020)年7月3日(金)15時必着

カ 企画提案選定委員会 令和2（2020）年7月7日（火）

キ 審査結果の通知・公表 令和2（2020）年7月8日（水）

(2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和2（2020）年6月29日（月）15時必着

イ 質疑方法：電子メール（ファイル形式はMicrosoft Word 又はPDF とする。）又はFAXにより、栃木県観光交流課宛てに提出すること。

ウ 回答方法：回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開する。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び会社概要（任意様式）を作成し、持参、郵送又は電子メールに添付することにより提出すること。

ア 提出期限：令和2（2020）年7月2日（木）15時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールへの添付

※郵送又は電子メールへの添付での提出の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和2（2020）年7月3日（金）15時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。（電子メールは不可）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと

ア 企画提案書の用紙は、A4版、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(5) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 審査方法

審査は、参加申込書が応募要件に該当する旨を確認した後、県が別に定める委員により組織された選考委員会により行う。

審査項目（別表）に基づき、書面により内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容等を評価・採点し、選考委員会により総合的に判断し、契約候補者を選定する。ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがある。

また、参加者が 1 社の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとする。

選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (2) 審査項目・評価内容及び選考委員

別表のとおり

### (3) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに応募者に通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 6 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、全て乙の負担とする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例

(平成 13 年栃木県条例第 3 号)、栃木県個人情報保護条例施行規則 (平成 13 年栃木県規則第 66 号) に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者は、委託義務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

## 8 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、県は、契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

この場合、県に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

### (2) その他の事由による場合

天災その他、県及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、県の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、県は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

## 9 支払条件

契約代金の支払いは、原則として、事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。

## 10 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合。
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

## 11 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (2) 契約の相手方として決定するまでは、参加を辞退することができる。
- (3) 提出書類及び選考の経過は非公開とする。
- (4) 本要領は、令和 2 (2020) 年 6 月 25 日時点のものであり、栃木県議会での本件に関する予算の可決・成立などの予算の確保が前提となります。

別表

とちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務委託 審査項目及び評価内容

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（6名）が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し企画提案者の評価点数の多いものから順に、選考委員ごとの順位をつける。
- 3 全企画提案者の中で、各選考委員がつけた1位の数が最も多かったものを契約交渉者として選定する。なお、1位のものが同数の場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を選定する。
- 4 基準点は、審査員採点の平均60点とする。

項目		着眼事項	配点
1	業務内容の理解度	業務目的、業務内容について十分に理解しているか。	10
2	提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	10
3	提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	10
4	業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
5	広告方法	O T A バナー広告等を利用した、効果的な広報が提案されているか。	15
6	S N S を活用した情報発信	S N S を活用した効果的な情報発信が提案されているか。	15
7	応募スキーム	広く応募を募ることができる方法となっているか。 また、対象者が簡易に応募できる方法となっているか。	20
8	必要経費	経費の積算根拠は、はっきりと示されており妥当な金額か。	10
合計			100

## 選考委員

選考委員は、次の6名の職を有する者をもって充てる。

所属	職名	備考
栃木県産業労働観光部	参事	選考委員長
栃木県産業労働観光部観光交流課	課長	
栃木県産業労働観光部観光交流課	班長 (観光プロモーション班)	
栃木県産業労働観光部観光交流課	課長補佐 (総括)	
栃木県産業労働観光部観光交流課	副主幹 (観光プロモーション班)	
栃木県産業労働観光部観光交流課	係長 (観光プロモーション班)	